

第百六十六回国会 参議院 法務委員会 會議録 第六号

平成十九年四月十二日(木曜日)

午前十一時二分開会

委員の異動

四月十一日

辞任

愛知 治郎君

補欠選任

青木 幹雄君

出席者は左のとおり。

委員長

山下 栄一君

理事

岡田 広君

松村 龍二君

築瀬 進君

木庭健太郎君

委員

青木 幹雄君

山東 昭子君

関谷 勝嗣君

谷川 秀善君

江田 五月君

角田 義一君

前川 清成君

松岡 徹君

浜四津敏子君

仁比 聡平君

近藤 正道君

国務大臣

法務 大臣

長勢 甚遠君

副大臣

法務 副大臣

水野 賢一君

事務局側

常任委員会専門員

田中 英明君

本日の會議に付した案件

○刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(山下栄一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、愛知治郎君が委員を辞任され、その補欠として青木幹雄君が選任されました。

○委員長(山下栄一君) 刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案について政府から趣旨説明を聴取いたします。長勢法務大臣。

○国務大臣(長勢甚遠君) 刑法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近時の自動車運轉による死傷事故には、飲酒運轉中などの悪質かつ危険な運轉行為によるものや、多数の死傷者が出るなどの重大な結果を生ずるものが少なからず発生しており、そのような死傷事故に対する業務上過失致死傷罪による処罰について、量刑や法定刑が国民の規範意識に合致しないとして、罰則の整備を求める御意見が見られるようになっております。

また、平成十四年以降の自動車運轉による業務上過失致死傷罪の科刑状況を見ると、法定刑や処断刑の上限近くで量刑される事案が増加しており、特に飲酒運轉等の悪質かつ危険な自動車運轉により重大な結果が生じた事案等において、事案の実態に即した適正な科刑を実現することを可能とする必要があります。

さらに、国会におきまして、平成十三年に成立した刑法の一部を改正する法律に関し、衆議院及び参議院の各法務委員会においてそれぞれ附帯決議がなされ、自動二輪車の運轉者を危険運轉致死

傷罪の対象とする必要性につき、今後の事故の実態を踏まえ引き続き検討することが求められましたが、近時、二輪車による悪質かつ危険な運轉行為による死傷事故が少なからず発生しております。

そこで、この法律案は、このような状況を踏まえ、自動車運轉による死傷事故に対し、事案の実態に即した適正な科刑を行うため、刑法を改正し、所要の法整備を行うものとしております。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、自動車の運轉上必要な注意を怠り、人を死傷させた者を七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する旨の処罰規定を設けるものであります。

第二は、現行の刑法第二百八条の二において、四輪以上の自動車とされている危険運轉致死傷罪の対象を自動車と改めることにより、二輪車もその対象に含めるものであります。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(山下栄一君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終了いたしました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五分散会

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律

刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二百八条の二中「四輪以上の」を削る。

第二百一十一条第二項を次のように改める。

2 自動車の運轉上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、附則第三條の規定は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

第三条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三百六条の三第三項第二号中「第二百一十一条第一項」を「第二百一十一条」に改める。

第四條 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第九十九条の二第四項第二号二及び第百八条の四第三項第三号中「第二百一十一条第一項」を「第二百一十一条第二項」に改める。

(道路交通法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前に道路交通法第八十四

条第一項に規定する自動車等の運転に関しこの法律による改正前の刑法第二百十一条第一項（附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）の罪を犯した者に対する前条の規定による改正後の道路交通法第九十九条の二第四項第二号二及び第百八条の四第三項第三号の規定の適用については、これらの規定中「第二百十一条第二項」とあるのは、「第二百十一条第二項の罪、刑法の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）による改正前の刑法第二百十一条第一項（刑法の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）とする。